参考資料１

１６消安第１８５１号
環自野発第041122003号
平成１６年１１月２２日

日本モンサント株式会社
代表取締役社長　山根　精一郎　　殿

農林水産大臣　　島 村　宜 伸

環 境 大 臣　　小 池　百合子

遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第４条の規定に基づき承認された第一種使用規程に関する情報収集について

平成１６年６月１日付けで承認したチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ（*cry1Ab, Zea mays* L.）(MON810, OECD UI:MON-00810-6）及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ(*cry3Bb1, Zea mays* L.)(MON863, OECD UI:MON-00863-5)に係る第一種使用規程及び、平成１６年６月１１日付けで承認したチョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ(*cry1Ab,cry3Bb1,Zeamays*L.)(MON810×MON863,OECDUI:MON-00810-6×MON-00863-5)に係る第一種使用規程並びに、平成１６年１１月２２日付けで承認した除草剤グリホサート耐性トウモロコシ(*cp4 epsps, Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis)(NK603,OECD UI: MON-00603-6)、除草剤グリホサート耐性ワタ(*cp4 epsps, Gossypium hirsutum* L.) (1445, OECD UI：MON-01445-2)、除草剤グリホサート耐性及びチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ(*cp4 epsps, cry1Ab, Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis)(NK603 × MON810, OECD UI: MON-00603-6 × MON-00810-6)、コウチュウ目及びチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ (*cry3Bb1, cry1Ab, cp4 epsps, Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis)(MON863 × MON810 × NK603, OECD UI: MON- 00863-5 × MON- 00810-6 × MON-00603-6) 及びチョウ目害虫抵抗性ワタ(*cry1Ac,Gossypium hirsutum* L.) (531, OECD UI : MON-00531-6) に係る第一種使用規程に関し、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第６条第２項の規定に基づき、下記の内容につき情報の提供を求める。

記

１　当該遺伝子組換え生物等の第一種使用等の状況

２　当該遺伝子組換え生物等の第一種使用等により生ずる影響に関する新たな情報

１６消安第１８５１号
環自野発第041122003号
平成１６年１１月２２日

サントリーフラワーズ株式会社
代表取締役社長　小林　正彦　殿

農林水産大臣　　島村　宜伸

環境大臣　　小池　百合子

遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第４条の規定に基づき承認された第一種使用規程に関する情報収集について

平成１６年６月１日付けで承認した青紫色カーネーション 123.2.2（*F3'5'H*, *DFR*, *Dianthus caryophyllus* L.）（OECD: UI:FLO-40619-7）に係る第一種使用規程に関し、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成１５年法律第９７号）第６条第２項の規定に基づき、下記の内容につき情報の提供を求める。

記

1　当該遺伝子組換え生物等の第一種使用等の状況

2　当該遺伝子組換え生物等の第一種使用等により生ずる影響に関する新たな情報

１６消安第１８５１号
環自野発第041122003号
平成１６年１１月２２日

バイエルクロップサイエンス株式会社
代表取締役社長　ローレンス ユー　殿

農林水産大臣　　島 村　宜 伸

環 境 大 臣　　小 池　百合子

遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第４条の規定に基づき承認された第一種使用規程に関する情報収集 について

平成１６年１１月２２日付けで承認した 除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（*pat*, *Zea mays* subsp.*mays* (L.) Iltis）(T25,OECD UI:ACS-ZM003-2) に係る第一種使用規程に関し、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第６条第２項の規定に基づき、下記の内容につき情報の提供を求める。

記

1　当該遺伝子組換え生物等の第一種使用等の状況

2　当該遺伝子組換え生物等の第一種使用等により生ずる影響に関する新たな情報

１６消安第６３２４号
環自野発第041122005号
平成１６年１１月２２日

日本モンサント株式会社
代表取締役社長　山根　精一郎　　殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
環境省自然環境局野生生物課長

遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第４条の規定に基づき承認された第一種使用規程に関する情報収集の項目等について

平成１６年１１月２２日付け１６消安第１８５１号、環自野発第041122003号をもって、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成１５年法律第９７号）第６条第２項の規定に基づく情報の提供を求めたところですが、これについては、別添様式１により、毎年度末までの情報を翌年度４月末日までに提供して頂くようお願いします。

また、当該遺伝子組換え生物等の栽培を我が国において開始する場合にあっては、あらかじめ、当該栽培により生ずる影響についての情報の収集をどのように行うかについて、その情報収集計画書（別添様式２）を農林水産省消費・安全局農産安全管理課までご提出願います。

１６消安第６３２４号
環自野発第041122005号
平成１６年１１月２２日

サントリーフラワーズ株式会社
代表取締役社長　小林　正彦　殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
環境省自然環境局野生生物課長

遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第４条の規定に基づき承認された第一種使用規程に関する情報収集の項目等について

平成１６年１１月２２日付け１６消安第１８５１号、環自野発第041122003号をもって、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成１５年法律第９７号）第６条第２項の規定に基づく情報の提供を求めたところですが、これについては、別添様式１により、毎年度末までの情報を翌年度４月末日までに提供して頂くようお願いします。

また、当該遺伝子組換え生物等の栽培を我が国において開始する場合にあっては、あらかじめ、当該栽培により生ずる影響についての情報の収集をどのように行うかについて、その情報収集計画書（別添様式２）を農林水産省消費・安全局農産安全管理課までご提出願います。

１６消安第６３２４号
環自野発第041122005号
平成１６年１１月２２日

バイエルクロップサイエンス株式会社
代表取締役社長　ローレンス ユー　殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
環境省自然環境局野生生物課長

遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第４条の規定に基づき承認された第一種使用規程に関する情報収集の項目等について

平成１６年１１月２２日付け１６消安第１８５１号、環自野発第041122003号をもって、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成１５年法律第９７号）第６条第２項の規定に基づく情報の提供を求めたところですが、これについては、別添様式１により、毎年度末までの情報を翌年度４月末日までに提供して頂くようお願いします。

また、当該遺伝子組換え生物等の栽培を我が国において開始する場合にあっては、あらかじめ、当該栽培により生ずる影響についての情報の収集をどのように行うかについて、その情報収集計画書（別添様式２）を農林水産省消費・安全局農産安全管理課までご提出願います。

別添様式1

第一種使用規程に係る平成　　年度に行った情報収集の結果（報告）

承認取得者：
承認番号：
当該遺伝子組換え生物等の種類の名称：

1当該遺伝子組換え生物等の第一種使用等の状況に関する情報
①海外における栽培状況

年	生産国	栽培状況

注）栽培状況については、栽培あるいは栽培用種子の販売の有無及びこれらの開始時期等を記載。

②我が国への輸入状況

年	生産国	輸入状況

注）輸入状況については、輸入の有無、主な用途、輸入開始時期等を記載。
栽培用種子、種苗の輸入状況については特記。

③我が国における栽培状況

年	都道府県名	栽培面積	栽培開始年月

2　当該遺伝子組換え生物等の第一種使用等により生ずる影響に関する新たな情報

①当該遺伝子組換え生物等の導入遺伝子の水平伝達に関する情報

・当該遺伝子組換え生物等が、ウイルス由来の配列を含む核酸を導入している場合、導入遺伝子の水平伝達についての知見が得られた場合は、水平伝達の可能性があると判断するに至った現象、DNA分析の結果等について記載。

②我が国における栽培により生ずる影響に関する情報

・当該遺伝子組換え生物等を国内で栽培する場合には、注3により提出した計画書に基づき収集した情報について記載。

③その他

・その他当該遺伝子組換え生物等について、生物多様性影響に関し、新たに知見等が得られた場合はその内容について記載。

注1）複数の遺伝子組換え生物等について、報告内容が同様のものとなる場合は、これらをまとめて記載し提出願います。
注2）情報提供が困難な事項については、その旨及びその理由を記述願います。
注3）公にされることにより、貴社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断される事項については、その旨及びその理由を記述願います。
注4）我が国において栽培を開始する場合に、2の②の「我が国における栽培により生ずる影響に関する情報」の収集をどのように行うかについては、事前に別添様式2の情報収集計画書を作成の上、農産安全管理課に提出してください。

（別添様式２）

情報収集計画書

氏名

住所

1　実施体制及び責任者

2　情報収集の対象となる野生動植物等の種類の名称及び項目

3　情報収集を実施する場所及びその場所における対象となる野生動植物等の生息又は生育状況

4　情報収集の期間

5　実施時期、頻度その他の情報収集の方法

6　情報収集の結果の解析の方法

7　その他必要な事項

《参考》

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成１５年法律第９７号）

（承認取得者の義務等）

第六条　第四条第一項の承認を受けた者（次項において「承認取得者」という。）は、同条第二項第一号に掲げる事項中に変更を生じたときは、主務省令で定めるところにより、その理由を付してその旨を主務大臣に届け出なければならない。

２　主務大臣は、次条第一項の規定に基づく第一種使用規程の変更又は廃止を検討しようとするときその他当該第一種使用規程に関し情報を収集する必要があるときは、当該第一種使用規程に係る承認取得者に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項（平成15年財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第１号）

第一　遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であって、生物の多様性を損なうおそれのあるものを防止するための施策の実施に関する基本的な事項

１　遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る基本的な事項

遺伝子組換え生物等を作成し又は輸入して第一種使用等をしようとする者その他の遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしようとする者が、既に公表された第一種使用規程に従った第一種使用等をする場合等を除き、受けなければならない第一種使用規程の承認に係る手続については、次によること。

(3)　承認取得者等による情報の収集等

イ　承認取得者は、生物多様性影響の評価に際し勘案した第一種使用等の開始後における情報収集及び生物多様性影響が生ずるおそれのある場合における生物多様性影響を防止するための措置を執る必要があること。

ロ　承認取得者は、主務大臣が法第六条第二項の規定に基づき必要な情報の提供を求めた場合に対応できるよう、第一種使用規程の承認を受けた遺伝子組換え生物等について、当該遺伝子組換え生物等の第一種使用等をする者に対し、その第一種使用等の状況、第一種使用等により生ずる影響に関する情報の収集を求めることも含め、第一種使用等の状況、第一種使用等により生ずる影響に関する情報の収集に努めること。

ハ　遺伝子組換え生物等の第一種使用等（環境への意図的な導入を目的とするものに限る。）をする者は、当該第一種使用等の状況を把握し、第一種使用等により生ずる影響に関する情報の収集に努めるとともに、必要に応じて関係する行政機関に連絡するよう努めること。